

大洲市建設工事予定価格事前公表事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事に係る入札・契約手続の透明性の向上及び不正行為の防止を図るため、予定価格について入札執行前の公表(以下「事前公表」という。)を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2条 事前公表の対象とする建設工事(以下「対象工事」という。)は、1件当たりの設計金額が130万円を超える場合であって、競争入札に付するものとする。

(公表の方法)

第3条 事前公表する予定価格は、一般競争入札については入札公告文に、指名競争入札については指名入札通知書に予定価格を記載し、入札参加者に通知するものとする。

2 指名競争入札については、設計図書閲覧簿に予定価格を記載し、指名通知日から入札執行の前日まで閲覧に供するものとする。(市の休日を除く執務時間中に限る。)

(公表する予定価格)

第4条 事前公表する予定価格は、消費税及び地方消費税を控除した金額を記載する。

(予定価格の決定時期等)

第5条 対象工事に係る予定価格は、指名業者の選定後、速やかに決定するものとする。この場合において、予定価格を記載した書面の封入を要しないものとする。

(入札の回数)

第6条 対象工事に係る入札は、当該入札の回数を1回とする。

(工事費内訳書の提出)

第7条 予定価格を入札前に公表する入札に参加する者は、入札をする際に工事費内訳書(別記様式)を入札書提出の前に、提出しなければならない。ただし、市長が当該工事費内訳書の提出を要しないと認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定において、工事費内訳書を提出しない者は、当該入札に参加できないものとする。

3 入札担当職員は、開札と同時に工事費内訳書の内容を確認するものとする。

(入札の無効)

第8条 予定価格を超えた入札は無効とする。

(入札の辞退)

第9条 事前公表を行った場合において、入札参加予定者が予定価格の制限の範囲内の価格で入札に応じられない旨を表明したときは、入札前に辞退届を提出させるものとする。この場合において、辞退したことをもって、不利益な取扱いはしないものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

